

令和8年度

センター名

鈴鹿第1地域包括支援センター

# 事業計画書(案)

令和8年3月

1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織、法人のかかわり方)	包括支援センター内で事業計画を検討し作成、法人本部に事業計画を提出し策定した。
この事業計画の進捗管理手法	半期ごとに包括内で事業計画の進捗状況の確認と評価を行い、計画の見直し修正を行う。
公平性、中立性を確保するための体制	公益性の視点を持ち、各居宅介護支援事業所や各関係機関との情報交換や意見の聞き取りなどを行い、利用者家族の意向も確認して事業所の紹介を行っていく。
組織マネジメント体制	センター内で情報の共有を行い、意見交換しながら課題を確認・評価していくことで、職員間の連携を図る。職員は多方面における研修を受け、質の向上に務めていく。
個人情報保護体制	個人情報保護責任者をおき、常に各職員が個人情報保護法を遵守する。個人情報に関する保管・管理を徹底し、保管庫の施錠などの確認や職員が常に配慮できるように、センター内に掲示しておく。
苦情処理体制	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(広域連合提出書類第3号)に添って相談を受け、必要時には法人への報告や、広域連合及び基幹型地域包括支援センターへの報告、寄せられた苦情内容については、事業所内で共有し改善を図り再発防止に努める。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[ 1 ]人、保健師[ 1 ]人、看護師[ 1 ]人、社会福祉士[ 1 ]人、介護支援専門員[ 1 ]人、
職員の研修等実施計画	各専門職団体の研修会に個々の専門分野以外にも参加する。防災や地域づくりなど様々な分野での研修会への参加。各職員が資質の向上につながると思える研修会に幅広く参加して職場内で共有していく。
専門職間の連携体制	随時、3職種間での情報共有と各職種の専門的視点からの意見交換や事例検討などを行い、必要に応じてチームで同行訪問を行っていく。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	民生児童委員定例会や地域づくり協議会の会議に参加し情報交換を行う。 圏域担当の生活支援コーディネーターと情報交換を行う。 圏域内の事業所と情報交換を行う。 地域のイベントや地域のサロンに参加して情報収集を行う。
担当圏域の地域概況	令和7年9月30日現在 高齢者人口 65歳以上人口[ 6,961]人、75歳以上人口[ 4,182]人 高齢化率 32.9% 75歳以上比率 19.8%
地域資源の状況	移動支援、生活の支援活動、見守り活動、など地域における住民主体の取り組みが広がりつつあるが、地域により取り組み内容が違いため確認が必要。各地域のサロンも多くあるところと、近くにないところなど住んでいる地域で違ってくる。スーパー、薬店、ホームセンターも1カ所ずつくらいあるが、車などの移動手段が必要。医療機関は、内科、歯科が主で眼科は1件、耳鼻科や整形外科はなく市内では遠いため隣の市まで通う場合もあり、専門科に受診がしにくい。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	・加佐登地区、石薬師地区、久間田地区、椿地区、深伊沢地区、鈴峰地区、庄内地区、各地区でのイベント参加やサロンでの地域包括支援センターの周知、介護予防の普及啓発。 ・圏域内の居宅支援事業所の介護支援専門員と民生委員との交流 ・圏域内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所との連携強化。

2-(1) 包括的支援事業  
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	高齢者が多く住み、昔からの馴染みの関係が保たれているところも多い地域であることから、民生委員、地域住民との連携を密にしながら、保健、医療、福祉など広い分野における相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で本人の持てる力を活かしながら、地域での生活を継続していけるような支援をする。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	・ケアマネ支援会議；研修会、事例検討会での情報共有、意見交換(年3回) ・地域密着型施設運営推進会議での情報共有、意見交換(7ヶ所) ・個別の事例でのサービス事業所との情報共有、意見交換
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	・医療ソーシャルワーカーや看護師等からの個別事例相談を通じた連携 ・在宅登録医会への出席(年12回) ・在宅医療・介護連携支援センターすずらんととの連携
		3 地域自治組織とのネットワーク	・民生委員を通じて自治組織へのアプローチ ・地域づくり協議会との連携
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	・民児協定例会(7地区)の出席：各地区年12回 ・サロンやイベントなどの参加や支援
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	・サロン交流会への参加 ・地域のサロンへの訪問、啓発資料の配布
		6 当事者組織とのネットワーク	・介護者のつどいの開催(年1回) ・生活支援コーディネーターとの連携による当事者団体へのアプローチ
		7 ボランティア団体とのネットワーク	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会議などに参加。
		8 生活支援コーディネーターとの連携	・各地区民児協定例会で地域の情報共有 ・地域ケア圏域会議(年2回) ・第2層協議体会議への出席
		9 高齢者福祉分野以外との連携	・障害者総合支援センターあいとの連携 ・個別ケースの対応や勉強会などにおいて連携。 ・計画相談員との連携や施設相談員と個別ケースについて連携。
		10 その他のネットワーク	・社会福祉士養成機関より、実習生の受け入れ。 ・看護師・保健師養成機関より、実習生の受け入れ。
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	本人、家族からの依頼を受けて訪問 地域住民からの相談を受けて訪問 行政や医療機関からの依頼による訪問
		2 地域住民からの情報収集	民生児童委員の会議やまちづくり協議会の会議等で情報を収集する 地域のサロンや地域のイベントなどで情報収集する
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ)、(キ)、(ク)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	包括だよりやホームページでの周知する 地域のサロンやイベントなどで周知する
		2 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	ホームページや口頭などで周知
		3 緊急時の連絡体制の構築	自包括職員にラインで連絡 虐待対応が必要な場合は、鈴鹿市長寿社会課及び基幹型包括との連絡体制を整備
		4 幅広い年代への周知方法	地域イベントなどで包括のチラシを配布する。

④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	センター営業時間に、電話・メール・来所・戸別訪問 営業時間外は転送電話にて対応
		2 個別ケースのアセスメント	相談内容を聴き取りアセスメントを実施
		3 個別ケースの管理・共有	3職種間で共有ツールを用いて管理
		4 相談内容の傾向分析	自包括内での検討会及び事例検討会などで他包括との比較分析
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	市内外の介護サービスや市の高齢者支援施策などの資料をファイリングし、必要に応じて提供。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	聴き取りした相談内容をデータとして保管・管理体制
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	データとして保管・管理している相談内容の一部共有化
		4 障がい分野との連携体制	個別訪問やケアマネジャーの担当ケースなどから障害ケースを把握した時などには、障害福祉課や障害サービス事業所と連携
		5 子育て分野との連携体制	個別訪問やケアマネジャーの担当ケースなどで、子育てでの問題を把握した時などには、子ども家庭支援課等に相談して連携
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	地域づくり協議会との連携や地域のサロンとの連携、地域ケア圏域会議等を通じて把握
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	生活支援コーディネーターや地域づくり協議会と連携し、地域に応じたサービスの開発に対応
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	民生委員、生活支援コーディネーターとの連携により情報を整理し図などで可視化していく
⑦複合的な課題を持つ世帯への支援	5(1)ア(カ)	1 相談内容の把握・分析・整理	総合相談業務にて内容を把握。三職種で課題分析し整理する
		2 関係機関との連携	相談があった場合にセンター内で三職種協議し、必要に応じて関係機関を選定、連携する。
その他、総合相談支援にかかる取組			

介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
------------------	--

この事業の実施方針	家族介護者が孤立しないよう、さまざまな生活課題について、他の相談支援を行う機関と連携し、世帯の抱える生活課題の把握に務めながら相談支援を行っていく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)、 (ク)	1 予防的な取組	介護者の集い 1回/年実施。 介護保険の説明、相談窓口の周知
		2 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	各地区市民センターに掲示。回覧板等で周知。センター内で当番を置き、窓口を無人にしない様努め、相談しやすい体制を整えている。
		3 夜間、土曜・休日窓口の整備・周知	センターが休業の場合は、主にセンター長が社用携帯を携帯し、転送にて相談を受けられるようにしていることを、相談時や契約時に本人家族に伝え、民生委員等にも伝えている。
		4 緊急時の連絡体制の構築	緊急時には職員のみで繋がっているラインにて、職員全員が把握し必要な支援を行えるようにしている。
		5 幅広い年代への周知方法	鈴鹿市広報にて周知。医療機関、地区市民センターに掲示。小学校認サポ、各地区季節イベントでのチラシ配布
その他、家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	高齢者の抱える問題のみにとらわれることなく、その家族全体をアセスメントし今後起こりうる課題に対して伴走型の支援を展開し、権利の侵害などが防止できるようにしていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	個別相談やケアマネからのケース相談等で制度利用の必要性を検討する
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	後見サポートセンターと連携して対応
		3 ケース検討による地域特性の分析	個別事例検討会などで他事例との状況の比較分析
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 虐待事例の把握	民生委員や地域住民、ケアマネジャー等からの相談があった場合に、できるだけ早急に訪問して事実確認を行う
		2 虐待事例があった場合の対応	・市長寿社会課、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿った対応を行う
		3 緊急時の連携施設の確保	・市長寿社会課との協議を行い、必要があれば緊急一時保護の実施を求める
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ)、(ウ)	1 支援困難事例の把握	・民生委員等の見守りネットワーク等との連携による把握 ・介護支援専門員からの把握 ・警察・消防との連携による把握
		2 支援困難事例への対応	センターで支援が困難と思われる場合、基幹型包括に相談。基幹型とともに対応を行う。
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	・個別事例を通じて相談連携をする ・毎月の社会福祉士ワーキングにて情報共有
		2 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供	・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) ・圏域での詐欺事例が出た際は直近の民児協の定例会や圏域の居宅介護支援事業所に随時情報提供を行う
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	・権利擁護シンポジウムの開催(年1回)
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
その他、権利擁護にかかる取組			

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・介護支援専門員への後方支援を行いつつ、地域の様々なインフォーマルな社会資源の可視化を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援	・個別事例を通じた連携 ・プラットフォーム会議(ケアマネ支援会議)の開催(年4回) * 事例検討会を通じた連携(年2回) * 研修会を通じた連携(年2回)
		2 介護支援専門員と地域との連携支援	・生活支援コーディネーターが事例検討会や研修会に参加することで連携(年4回)
		3 介護支援専門員相互のネットワーク活用支援	研修会を通じたネットワーク構築支援
		4 地域住民への取組み	公民館教室等地域住民が集まる場での情報提供および啓発
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	・個別事例を通じた連携。 ・包括へ電話や来所などで相談連絡が入れば対応。
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	・ケアマネ支援会議年3回
		3 ケアプラン作成に伴う日常的個別指導・助言	居宅サービス計画・介護予防サービス計画等の確認と検証を窓口来所時に適宜行う。
		4 制度・施策に関する情報提供	・事例検討会を通じた情報提供(年2回) ・研修会を通じた情報提供(年1回) ・福祉情報ツールの配布(介護支援専門員来所時)
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	・ケアマネジャー等から戸別訪問の依頼や相談があった時に包括職員が同行。
		2 サービス担当者会議への出席	・ケアマネジャーからサービス担当者会議への出席依頼や、相談があった時に出席。 ・困難事例ケースは出席。
その他、包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組			

## 2-(1) 包括的支援事業

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## 【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名

鈴鹿第1地域包括支援センター

令和8年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5月			
6月	第21回 ケアマネ支援鍵会議 事例検討会 重層的課題を抱えた事例の検討 事例提供:くらしサポートセンター	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦アルテハイム鈴鹿、⑧ゆずりは、⑨鈴の丘、⑩柔、⑪鈴鹿回生病院居宅、⑫アヌエ⑬基幹型包括、⑭生活支援C、⑮認知症初期集中支援T、⑯塩川病院、⑰鈴鹿回生病院、⑱鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第2地域包括支援センター
7月			
8月			
9月			
10月	第22回 ケアマネ支援鍵会議 研修 介護業界のDXとデータ連携システム 講師 調整中	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦アルテハイム鈴鹿、⑧ゆずりは、⑨鈴の丘、⑩柔、⑪鈴鹿回生病院居宅、⑫アヌエ⑬基幹型包括、⑭生活支援C、⑮認知症初期集中支援T、⑯塩川病院、⑰鈴鹿回生病院、⑱鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第2地域包括支援センター
11月			
12月			
1月			
2月	第23回 ケアマネ支援鍵会議 事例検討会 権利擁護の必要性のある事例の検討 事例提供:権利擁護センターみらい	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦アルテハイム鈴鹿、⑧ゆずりは、⑨鈴の丘、⑩柔、⑪鈴鹿回生病院居宅、⑫アヌエ⑬基幹型包括、⑭生活支援C、⑮認知症初期集中支援T、⑯塩川病院、⑰鈴鹿回生病院、⑱鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第2地域包括支援センター
3月			

2-(1) 包括的支援事業  
 エ 地域ケア会議関係業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	・個別地域ケア会議、自立支援型地域ケア会議を通じての地域課題の抽出と、それに対する具体的解決に向けた協議までの一連の流れを、圏域内の居宅介護支援事業所等と協働する事で可視化する。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催、モニタリングの実施	・ケアマネジャー等からの相談に応じて開催 ・会議でモニタリング時期も設定する
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	・ケアマネ支援会議で情報共有する(年3回)
		3 地域ケア圏域会議の開催、検討事項の共有	・年2回程度開催
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	・個別事例や地域で把握した地域課題を元に毎回設定
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	・個別会議、圏域会議を整理し把握
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	・関係機関や多職種と意見交換し協働による解決
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・資料提供	・鈴鹿市の要請により参加
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	・広域連合の定める方法によってケア会議終了後に報告
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	・民生児童委員定例会での情報共有 ・ケアマネ支援会議で情報共有(年3回)
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	・年2回実施
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	・各専門職ワーキングや、ケアマネ支援会議で情報共有する ・会議終了後に担当ケアマネから本人や家族に会議内容を伝える ・6か月後モニタリングし、結果を研修会などで共有する
		3 ケース選定の方法	・包括内、委託先居宅介護支援事業所の担当ケースから選定基準にあったケースを選定する
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
オ 介護予防ケアマネジメント業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・地域の中で自分らしい生活を継続していけるように、環境整備や地域への啓発も含めて支援体制を整える。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア)、 (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	・三職種がお互いの専門的意見を出し合いながら、利用者がその人なりの活動と参加が可能となる支援を行う
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	・本人の身体機能だけでなく、環境へのアセスメントも行い、QOL向上に向けた具体的目標設定を行う
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	・生活支援コーディネーターと協同し、社会資源の可視化を進める事で、ケアプランに反映させていく。
		4 短期集中予防サービスの活用	・短期集中予防サービスを実施することにより、早期に機能改善が見込める場合はケアプランに組み入れる
		5 モニタリングによる業務評価	・サービス計画の実施状況の把握、サービス内容が適切かの確認、目標達成の確認を行い、向上に向けて計画を修正していく。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	・チェックリストの活用により、高齢者が自分の生活や健康状態を振り返ると共に、生活機能低下の防止につながる
		2 一般介護予防事業等の情報提供	・高齢者が閉じこもらず、生きがいや役割をもって生活が出来るように、情報提供を行う。
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	・地域のサロンや活動内容など可視化し、分かりやすくすることで介護予防につながる情報提供を行う。
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組		介護予防ケアマネジメント結果の把握	更新や変更など切り替えの時期において、基本チェックリスト実施者の維持・改善の状況の把握

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター  
 令和8年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	・地域の支え合い活動が活発に行われることで、高齢者が住み慣れた地域で役割を持ちながら、自立し尊厳を持って生活ができるように、生活支援コーディネーターや地域づくり協議会と連携し啓発活動を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)イ	1 各種介護サービスの存在、利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	・包括だよりによる情報提供(年4回) ・住民への啓発ツール(ロゴ入りマグネット)の配布 ・民児協議会で民生委員に情報提供し、見守り訪問などで高齢者からの相談時に情報提供していただく
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	・地域のサロンや出前講座等での情報提供
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	・圏域の一般介護予防事業所との情報交換会(年1回)
その他、介護予防普及啓発にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	・高齢者が住み慣れた地域で、適切な医療や介護を受けながら、安心して生活が出来るように、地域の医療機関や各関係機関と顔の見える関係づくりを行い、連携して支援が出来るようにしていく。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター、在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・医療的問題のある困難事例を把握した時には、在宅医療・介護連携支援センターと連絡を取りながら医療機関とのつなぎなどの支援を実施
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	・主治医への連絡や情報提供などを行ない、主治医等との連携による支援の実施
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	・入院医療機関のMSW等との情報交換等連携による支援の実施
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	・鈴鹿第1包括・第2包括合同で圏域のケアマネ支援会議の開催(年1回) ・在宅医療・介護連携支援センター主催の研修会への参加
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	・医療関係者が開催するカンファレンスへの参加(随時) ・在宅登録医会への参加(年12回)
その他、在宅医療・介護連携推進にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 3) 認知症総合支援事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3)認知症施策の推進

この事業の実施方針	・認知症初期集中支援チーム、民生委員や自治会と連携し、地域住民の認知症に対する意識や知識を深めて、認知症の早期発見と見守り体制の構築を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	・認知症ケースの相談などでは、必要に応じて鈴鹿市認知症初期集中支援チームへのつなぎを行う ・民生委員に初期集中支援チームを周知し、地域と初期集中支援チームとをつなぐ
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	・チームとの情報共有と居宅介護支援事業所と連携してフォロー体制を整える
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	・地域からの依頼に応じて開催する
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	・相談援助の際に活用 ・地域のサロン等で配布説明を行う
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	・認知症地域支援推進員が進める認知症サロン等の取組への協力
その他、認知症総合支援にかかる取組	5(2)ア	1 若年性認知症の支援	若年性認知症に関する相談があった時には、認知症初期集中支援チームと連携していく。若年性認知症コーディネーターとの連携や必要な情報が提供できるようにする。
		2 圏域で開催されている認知症カフェ等活動に関する後方支援	チームオレンジと連携し、認知症当事者が地域の一員として生活が続けられるように支援する 医師、初期集中チーム、フレンドさん等と認知症カフェの開催計画を立てる

2-(1) 包括的支援事業  
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業  
 4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの深化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス

この事業の実施方針	・地域づくり協議会や民生委員児童委員協議会などで、地域の高齢者の把握している現状の情報提供しながら、生活支援コーディネーターと連携して、必要なサービスの開発や支え合い活動の支援を行い、サービス活用が出来るようにしていく。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握	・生活支援コーディネーターと介護支援専門員との意見交流(ケアマネ支援会議,年3回) ・地域ケア圏域会議に生活支援コーディネーターに出席を依頼(年2回)
		2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	・地域や介護支援専門員などの専門職から得た情報をもとに、生活支援コーディネーターと情報共有を行い、まちづくり協議会への提案や生活に必要なサービスの開発を行う
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加	・協議体への参加要請にもとづいて参加
		2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	・生活支援コーディネーターと連携しながら、地域づくり協議会に参加していく
その他、生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業  
カ 広域連合指定事業  
(イ)ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第1地域包括支援センター  
令和8年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画 における位置づけ	—

この事業の実施方針	・会議の出席を通じて、圏域内のサービス事業所等との連携を密にして地域課題解決に取り組んで行く。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の 位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	グループホームうの花、グループホームさつきの里、グループホーム色えんびつ、グループホーム和らぎ長澤、小規模多機能センター鈴鹿けやき苑、デイサービスセンタールーエハイム椿の運営推進会議に参加
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	・年12回
		2 センター合同連絡会への出席	・年6回
		3 専門職部会への出席	・主任ケアマネワーキング年12回、社会福祉士ワーキング年12回、看護師ワーキング年12回、
		4 その他各種研修会への出席	・各専門職種研修会に出席
その他、会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	・自立支援に向けたケアマネジメントの推進及び、地域の特性に合った住民主体によるサービスを入れることにより、高齢者が地域とのつながりを持って自立した生活ができるように取り組む。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	・本人の能力と環境に着目し、自立支援と社会参加に向けたケアマネジメントを行う。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	・住民主体サービス、地域の社会資源等のインフォーマルサービスもケアプランに位置付けるように意識する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ、オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	・利用者、家族の希望を確認したうえで十分な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者への委託を行い、特定の事業者への偏りがないように委託先を選定する
		2 委託先事業者への研修会の実施	・鈴鹿第1包括・第2包括合同で圏域内の居宅介護支援事業所に向けてケアマネ支援会議を年3回開催
		3 委託先事業者との間の情報管理	・個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う
		4 委託したケアプランの質の確保	・委託先の介護支援専門員へケアプラン提出時に助言を行う
		5 委託先事業者の安定的な確保	・地域内外の指定居宅介護支援事業者との関係を構築しておく。 ・定期的に居宅介護支援事業所のケース件数を確認する
その他、指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における圏域での福祉サービスの継続的提供が可能となるよう、関係機関及び地域住民と協議し協力体制が築けるようにする。</li> <li>・居宅介護支援事業所と連携して、災害時の支援体制を検討し、地域にも周知できるようにする。</li> </ul>
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時もサービスが持続的に提供されるように、関係機関と連携・情報共有をする。</li> <li>・業務継続計画(BCP)の見直しや改善を行う。</li> <li>・地域にある事業所のBCPも確認しながら、体制の構築を行っていく。</li> </ul>
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生時もサービスが持続的に提供されるように、関係機関と連携・情報共有する。</li> <li>・業務継続計画(BCP)の見直しや改善を行う。</li> </ul>
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、地域避難所と福祉関係者との間で要援護者の状況把握が円滑にできること、避難中に提供できる福祉サービスの情報発信ができることを目的に、関係機関と協力して、過去の災害時に出た課題や事例を含めて具体策の検討を続けていく。</li> </ul>
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生時に、介護事業所がやむなく業務停止した際にも、介護サービスが必要な方がサービスを利用できるようにする体制を構築するために、関係機関と協力して、具体策の検討を行う。</li> </ul>
その他、災害・感染症対策にかかる取組		1 災害発生時に生活の回復につながる支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、基幹型包括と8包括が連携し、情報交換を行う</li> <li>・困りごと聞き取りシートを作成し、介護支援専門員や障害の支援相談員等と連携し、災害ボランティアなどに適切につなげる。</li> </ul>

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等